

裁 決 書

審査請求人

平成21年11月8日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

が、平成21年10月23日付けで審査請求人に対し行った生活保護変更決定処分は、これを取り消す。

事 実

旭川市長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、平成21年10月23日、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定に基づき、生活保護変更決定処分（以下「原処分」という。）を行った。

請求人は、原処分を不服として、平成21年11月8日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

通院移送費（タクシー代）が、経過観察のための通院移送費は支給できないとの理由で支給されなかったことが不服である。

裁 決 の 理 由

1 認定事実

[Redacted text block]

2 判断

- (1) 通院に係る移送費については、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）別表第4の4で「移送に必要な最小限度の額」と定

められ、また、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療要領」という。）第3の9の(1)で、給付の種類として一般的給付と例外的給付が定められており、同(1)のイでは、例外的給付として、「身体障害等により、電車・バス等の利用が著しく困難な者であつて、当該者が最寄りの医療機関に受診する際の交通費が必要な場合」、「へき地等により、最寄りの医療機関に電車・バス等により受診する場合であっても当該受診に係る交通費の負担が高額になる場合」などに該当するものと認められる場合には、通院移送費を支給して差し支えないとされている。

(2) そして、移送費の例外的給付の手続きについて、医療要領第3の9の(2)のイでは、被保護者から申請があつた場合、給付可否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、「病状等から徒歩又は電車・バスを利用して受診等を行うことが可能か」及び「受診する医療機関は、必要な医療の提供が可能な医療機関のうち最寄りの医療機関であるか」を把握した上で、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を決定することとされている。

(3) 通院移送費を給付するか否かの判断は、前記(1)及び(2)により行うこととなるが、本件についてみると、前記1の(4)のとおり、処分庁は、請求人について、[REDACTED]の主治医から意見を得て、さらに、前記1の(5)及び(7)のとおり、嘱託医協議を行い、同様の意見を得た上で、それらの意見に基づき検討を行い、[REDACTED]へのタクシーによる移送が不要であるとして、移送費の支給を認めないとして本件却下処分を行った。

[REDACTED]で治療を受けている傷病だけに注目すればタクシーによる通院が必要であるとするのは難しいと一般的には考えられる。

しかし、請求人が[REDACTED]で治療を受ける傷病に係る主治医のこれまでの意見から判断すると、当該傷病が[REDACTED]への通院においても多大な影響をおよぼすおそれがあるものと認められる。

このように、処分庁は、本件却下処分に当たり、請求人が、医療要領第3の9の(1)のイの(7)に定める「身体障害等により電車・バス等の利用が著しく困難な者」に該当するかどうかについて、[REDACTED]で請求人の治療を担当する医師（以下「主治医」という。）からの給付可否意見書及び嘱託医協議の結果を踏まえて判断を行っているが、主治医のタクシーによる移送が不要である旨の意見は、主治医が治療を行っている傷病[REDACTED]が公共交通機関の利用に影響を及ぼさない病状であることに基づくものであることが想定され、また、処分庁から提出を受けた資料からは、請求人が公共交通機関を利用するのに障害となる傷病が[REDACTED]であることが容易に推察できるところ、請求人に係る医療要領第3の9の(1)のイの(7)にいう「身体障害等」の判断に当たっては[REDACTED]の影響について加味すべきことが明らかであるのに、請求人に係る公共交通機関の利用の可否を判断するに足る請求人の病状を十分に把握し得ないと思われる主治医の意見と嘱託医の意見とが一致していることにより移送の給付が不要であるとしてなされた処分庁の判断は、検討が不十分であつたと言わざるをえない。



また、処分庁は、請求人から本件審査請求があった事実を受け、請求人の [REDACTED] への通院移送費の支給の可否について [REDACTED] と協議を行っているが、既に述べたとおり、請求人にとって公共交通機関の利用が困難とされる主要因である [REDACTED] の病状について、当該傷病の治療を [REDACTED] で担当している医師に対しても意見聴取を行うことが必要であったとも思料される。

- (4) また、保護変更申請に対する決定は、法第24条第5項で準用する同条第1項及び第2項の規定により、決定の理由を附した書面をもって通知しなければならないとされているところ、請求人が行った [REDACTED] に係る移送費の支給申請に対する却下決定については、処分庁において平成21年7月29日の決定を経て、請求人に対して口頭で通知されたことが認められ、この点においても、処分庁の本件申請に対する決定手続きは不適法である。したがって、原処分は、適法な処分であるということとはできないから、主文のとおり裁決する。

平成25年3月4日

北海道知事 高橋 はるみ

